

手数料の納付方法は下記2種類からお選びいただけます。

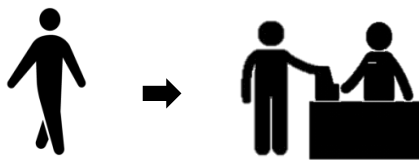
● POSレジによる収納 (主に来庁による申請方法)

①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入

※バーコードが汚損されると
読み取りができませんので、
ご注意ください。



②府庁等に設置された納付窓口へ
申請書を提出し、手数料のお支払い



申請書右上に手数料納付済みの
証明として印字致します。

③申請窓口へ印字済みの申請書・その他
必要書類を提出



● コンビニにおける収納 (主に郵送による申請方法)

※一部選択いただけないコンビニもございます。**コンビニ取扱手数料が別途必要です。**

①HPから申請書をダウンロードし
必要事項を記入

**HP内の大阪府コンビニ納付サービ
スから申込みを行い、支払い用番号
を取得**



②コンビニ店内端末での
操作・発券



コンビニ設置の端末で
「受付番号」・「電話番号」を
入力し**申込券**を出力する

③レジでのお支払い

申込券をレジに提示
お支払いをする



④申請窓口へ申請書・
その他必要書類・
大阪府手数料納付済証
を郵送 (来庁申請も可)



**受け取った「大阪府手数料
納付済証」は申請に必要と
なるため、なくさないよう
に注意してください。**

▼お申込み時に発行される支払用番号

(例)

受付番号：123456

電話番号：0312345678

POSレジにおける現金収納について

● POSレジの設置場所 営業時間について

設置場所		営業時間
府庁本館1階	りそな銀行大手支店	9:00~17:00(銀行営業時間内に同じ)
府庁別館1階	玄関ホール内(従来の証紙販売場所と同じ)	9:15~12:00、13:00~17:30
咲洲庁舎1階	フェスパ内	9:15~17:30

どこでお支払い
ただいても構い
ません(料金も
同じです)。営業
時間がそれぞれ
異なりますので、
ご注意ください。



● 申請時の注意点

- ・来庁申請は予約制です。事前にご連絡をお願いいたします。
予約無しで来庁いただいた場合、担当者不在等により対応できない場合がございます。
- ・提出先は障がい福祉室と高齢介護室の2つございます。申請書様式も各窓口で異なっておりますので
手数料を納付する前に、再度申請書・提出先のご確認をお願いいたします。
- ・申請書の様式・余白は変更しないようお願いいたします。バーコードが読み取れない場合や、
手数料納付済の印字が正しく行えない場合は、申請書の受理が出来ない場合がございます。
- ・手数料納付済の印字は1度しか行われません。印字が確認できない申請書を提出いただいた場合
手数料納付の確認に時間を要する場合がございますのでご了承ください。

POSレジにおける収納について Q&A

●よくあるお問い合わせ

Q.POSレジの設置場所が3か所ありますが、どこで手数料を支払ってもよいのでしょうか？

A.どこでお支払いただいても構いません。各設置場所で営業時間が異なっているため、ご注意ください。

Q.複数の事業者登録申請を1人で来庁申請することは可能でしょうか？

また、来庁するのは管理者でなければいけませんか？

A.可能です。また、来庁いただく方の役職等は問いません。

Q.POSレジで手数料を収めた際に受け取った領収証(レシート)は保管が必要でしょうか？

A.申請手続きが完了するまで保管ください。紛失されると誤納付の際に返金手続きが出来ない場合がございます。

Q.間違って手数料を支払ってしまいました。返金は可能でしょうか？

A.手数料を支払った当日であれば可能です。レシートと申請書を喀痰吸引担当まで提出ください。

後日の場合は、確認や返金に時間を要する場合がございます。喀痰吸引担当までご連絡ください。

Q.現金以外の支払い方法はありますか？

A.クレジットカード、電子マネー（交通系ICカード（「ICOCA」等）及びスマートフォン決済が可能です。

※詳しくは、<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>をご覧ください。

Q.一部をキャッシュレス、残りを現金で支払えますか？

A.決済方法の組み合わせはできません。一つだけお選びください。

また各決済方法は、いずれも一括支払いのみです。

Q.POSレジの営業時間外に申請をしたい。現金を直接喀痰吸引担当に支払って申請することは出来ますか？

A.出来ません。現金を直接受け取ることが出来ませんので、POSレジの営業時間内に申請をお願いいたします。

コンビニにおける収納について

●コンビニ取扱手数料について

申請にかかる手数料以外に、下記の取扱手数料が必要です。

大阪府に納付する手数料	1件あたりの収納代行事業者取扱手数料	
	税抜	税込
1円～10,000円未満	120円	132円
10,000円未満～30,000円未満	140円	154円
30,000円未満～50,000円未満	180円	198円

※消費税率の改定等により、税込の取扱手数料額は変わることがあります。

●選択可能なコンビニについて ※一部選択いただけないコンビニがございます。

取扱い可能なコンビニ

ローソン
ミニストップ
ファミリーマート

取扱い不可のコンビニ

セブンイレブン
デイリーヤマザキ
セイコーマート

コンビニにおける収納について

● 大阪府手数料納付済証 イメージ

大阪府手数料納付済証
(大阪府行政事務申請手続き用)

申請者名 : 大阪 太郎
手数料名 : 障がい喫吸引等の認定証交付
手数料額 : 1,400円 (@1,400円 × 1件)

申込番号 : C123456789

この納付済証は再発行できません。
また、大阪府への申請の際に、提出を求められることがありますので大切に保管してください。
紛失等をされますと、大阪府での納付確認に時間を要する場合があります。

手数料を支払うと領収証とともに
「大阪府手数料納付済証」が
渡されます。
申請時に必要となるため、申請書に
は貼らずに封筒の中に同封してください。
(領収証では代用できません。)



● 申請時の注意点

- ・ 提出先は障がい福祉室と高齢介護室の2つございます。申請書様式も各窓口で異なっておりますので手数料を納付する前に、再度申請書・提出先のご確認をお願いいたします。
- ・ 受付完了メール(お支払案内メール)の受信が可能となるように迷惑メール等の設定をお願いいたします。
- ・ 大阪府手数料納付済証は申請に必要となります。申請書に貼らずに封筒の中に同封してください。領収証では代用できませんのでご注意ください。

コンビニにおける収納について Q&A

●よくあるお問い合わせ

Q.従来の申請書は使用出来ますか？

A.使用出来ます。

Q.どこのコンビニで手数料を支払ってもよいのでしょうか？料金は変わりますか？

A.選択いただけるコンビニであればどのコンビニでお支払いただいても構いません。
申請手数料・取扱い手数料も同じ料金です。

Q.複数のコンビニ納付を1人で行うことは可能でしょうか？

A.可能です。

Q.取扱手数料の計算方法を教えてください。1,400円の認定証交付申請を10件同時に大阪府コンビニ納付サービスで申し込む場合はいくらですか？

A.合計額が14,000円となるため、税込154円です。税込132円×10件=1,320円ではございません。

Q.手数料の支払い金額の上限はありますか？

A.コンビニで扱うことが出来るのは50,000円までです。超えるようであれば、お手数ですが2回に分けて申込みを行う等していただくようお願いいたします。

Q.大阪府コンビニ納付サービス画面の申請者名は申請書の名前でなければいけませんか？

A.必ずしも申請書の氏名と一致していなくても構いません。管理者や事務担当者が複数の従業員の申請を行うこともありますので、その場合は実際に申請を行っている方の氏名を入力してください。

Q.メールアドレスを持っていません。メールアドレスを入力せずに手数料を支払うことは可能でしょうか？

A.メールアドレスがなければコンビニ納付は選択いただけません。

コンビニにおける収納について Q&A

● よくあるお問い合わせ

Q.コンビニ納付のお支払案内メールが届かないのですが、どうすべきですか？

A.会計局会計総務課へお問い合わせください。

Q.コンビニ納付を申し込んだが、取り消しをしたい。どうすべきですか？

A.コンビニ納付のお支払案内メールの下部に取消画面がございます。こちらから手続きください。

Q.コンビニ納付申込からの支払期限はどれくらいですか？

A.3日以内です。コンビニの営業時間内であれば夜間・土日でもお支払いいただけます。料金は変わりません。

Q.支払期限を過ぎてしまいました。再度申込みすべきでしょうか？

A.お手数ですが、再度申込みください。

Q.お支払方法ご案内URLを開くことが出来ません。

A.メールにてURLが折り返されて表示(改行)されていると正しく開かない場合がございます。
全画面表示やURLを一行に直すと正しく開くことが出来ます。

Q.コンビニでの端末の使用方法が分かりません。

A.イーコンテクストサポートページ <https://www.econtext.jp/support/cvs/7brand.html>
を参照ください。

Q.レジで手数料を収めた際に受け取った領収証(レシート)は保管が必要でしょうか？

A.申請手続きが完了するまで保管ください。紛失されると誤納付の際に返金手続きが出来ない場合があります。

コンビニにおける収納について Q&A

●よくあるお問い合わせ

Q.大阪府手数料納付済証を紛失しました(又は受け取っていません)。再発行は可能でしょうか？

A.再発行は出来ません。

Q.大阪府手数料納付済証を紛失しました(又は受け取っていません)。申請可能でしょうか？

A.お支払状況を確認させていただきますのでコンビニ納付のお支払案内メールに記載された「申込番号(Cから始まる9ケタ)」をご準備いただき、喀痰吸引担当までご連絡ください。

Q.間違って手数料を支払ってしまいました。返金は可能でしょうか？

A.喀痰吸引担当までご連絡ください。確認等に時間を要する場合がございます。

Q.現金以外の支払い方法はありますか？

A.申し訳ありませんが、現金のみとなっております。クレジットカードや電子マネーは使用できません。

Q.証紙とコンビニ収納を併用して手数料を支払うことは出来ますか？

(例：1200円を証紙、1200円を現金にてコンビニ収納)

A.併用は出来ません。

Q.現金を直接喀痰吸引担当に支払って申請することは出来ますか？

A.出来ません。

※Q & Aについては、随時更新いたします。